

○ 御代田町議会の議員報酬額（月額）

なり手不足に対する一つの答えとして引き上げ改定

	現行額	改定後の額
議 長	290,000円	313,000円
副 議 長	220,000円	256,000円
常 任 委 員 長	204,000円	246,000円
議会運営委員長		
議 員	195,000円	235,000円

改定日：令和4年4月1日

1 報酬等審議会を開催した理由

- (1) 町の財政状況、人口の増加による業務量の増加、佐久圏内・類似団体との現状比較、町の社会資本等（道路、下水道、公園、学校、保育園、エコールみよた、ハートピアみよた、役場庁舎）の整備の進捗状況等を勘案しました。
- (2) 町長、副町長、教育長の給料月額について、前回の改定から10年が経過していたこと。また、前回までの給料月額の減額について、一定の時期から報酬等審議会に諮問されることなく改定されてきました。このことから適正な給料月額について報酬等審議会に諮ることとしました。
また、長年改定が行われてこなかった非常勤特別職の報酬額についても、諮問事項に加えられました。

① 町長等の給料月額の推移

町長等の給料月額については、平成9年から平成22年までの間、町長△11.9%、副町長△8.4%、教育長は△8.3%の減額改定のみがされ、現在に至っています。

(単位：円)

	H9.04 ①	H13.04	H14.04	H21.12	H22.12~ ②	②/①
町 長	832,000	815,000	758,000	735,000	733,000	
改定率	—	△2%	△7%	△3%	△0.2%	△11.9%
副 町 長	652,000	638,000	618,000	599,000	597,000	
改定率	—	△2%	△3%	△3%	△0.2%	△8.4%
教 育 長	566,000	554,000	537,000	521,000	519,000	
改定率	—	△2%	△3%	△3%	△0.2%	△8.3%

② これまでの報酬等審議会の開催状況

報酬等審議会は、平成13年2月に開催され、その後、平成25年6月に東日本大震災を契機とした防災・減災事業、長引く景気低迷を受けた国からの給料額減額措置要請により開催されて以降、開催されていませんでした。

- (3) 議員報酬額は、平成9年に月額193,000円から月額195,000円への改定がされて以降、24年間という長きにわたり見直しが行われず現在に至っています。
このことから、議会において報酬額の見直しについて調査研究を行い、町議会議長から町長に、報酬等審議会に議員報酬額について「増額」の諮問が要請されました。

● 町長等の給料月額 ● 非常勤特別職の報酬額 の見直し ● 議会議員の報酬額

御代田町特別職報酬等審議会の答申の基づき、町長等の給料月額、消防団等の非常勤特別職及び議会議員の報酬額について引き上げ改定をしました。

なお、町長の給料月額は、令和5年2月27日までの間、現行の733,000円に据え置きます。

町長等の給料月額や議会議員報酬額等の決定の過程

町長等の給料月額や議会議員の報酬額について適切な水準を保つためには、その時代の社会経済情勢や町の財政状況、また、類似団体の報酬・給料水準や町民の意見等が反映される必要があります。
このため町では、条例に基づき設置される御代田町特別職報酬等審議会（以下「報酬等審議会」といいます。）に、町長より議会議員の議員報酬の額や町長等の給料月額について諮問し、報酬等審議会より答申を受けます。
この答申に基づき、町長等の給料月額や議員報酬額等について、関係条例改正の議会議決を受けて、給料月額等が改定されます。

○ 特別職の給料（月額）

全国類似団体や近隣町村との均衡を考慮した引き上げ改定

	現行額	改定後の額
町 長	733,000円	781,000円
副 町 長	597,000円	623,000円
教 育 長	519,000円	542,000円

改定日：令和4年4月1日

※町長の給料月額は、令和5年2月27日までの間、現行の733,000円に据え置きます。

○ 非常勤特別職の報酬額

各審議会の重要な審議の場に参加いただくこと、消防団の活動に対する待遇改善のための引き上げ改定

	現行額	改定後の額	
年 額	消防団員	19,000円	30,000円
月 額	教育委員会の委員	16,700円	21,000円
日 額	固定資産評価審査委員会の委員	6,000円	8,000円
	日額で報酬額が定められている審議会委員等	日 額 6,000円	8,000円
		半 日 3,000円	4,000円

改定日：令和4年4月1日